

広島県告示第二百六十九号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定によって、広島県保健医療計画を変更し、平成二十七年四月一日から実施する。

なお、計画書は、広島県健康福祉局医療介護計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦